

事務連絡
令和元年12月24日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正に伴う
医療機関への周知について（情報提供）

医療機関におけるレジオネラ症の防止については、「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日生衛発第1679号厚生省生活衛生局長通知）及び「医療機関内におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成12年10月27日医薬安第128号厚生省医薬安全局安全対策課長通知）等を参考にレジオネラ症に対する院内感染防止対策の推進が図られるよう周知及び指導をお願いしているところですが、今般、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課より別添のとおり「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について」（薬生衛発1217第1号令和元年12月17日）が発出されたところです。

つきましては、管下の医療機関に対し本マニュアルについて周知いただくようお願いいたします。